

内閣委員会議録第三十八号

昭和三十三年五月十一日(土曜日)

午前二時二十分開議

出席委員

委員長 相川 勝六君
理事大平 正芳君 理事床次 徳二君
理事福井 順一君 理事保科壽四郎君
理事石橋 政嗣君

江崎 真澄君 大坪 保雄君
大村 清一君 北 吟吉君
瀨藤 彌三君 薄田 美朝君
田村 元君 辻 政信君
眞崎 勝次君 町村 金五君
栗山 博君 淡谷 悠藏君

出席政府委員
法務政務次官 松平 勇雄君
法務事務官 渡部 善信君
(矯正局長)
委員外の出席者 専門員 安部 三郎君

五月八日
委員田村元君辞任につき、その補欠として小川半次君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員小川半次君辞任につき、その補欠として田村元君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員瀨藤彌三君辞任につき、その補欠として星島二郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員星島二郎君辞任につき、その補欠として瀨藤彌三君が議長の指名で

委員に選任された。

本日の会議に付した案件
法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇九号)

○相川委員長 これより会議を開きます。

法務省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。——それでは委員長から質問いたします。

この法案は三月二十二日に委員会に付託されております。かくのごとく法案の提案がきわめておそいのであります。が、どういふわけで政府は遅延して提案なさいましたか、この趣旨を伺います。

○渡部(善)政府委員 実は法務省設置法の一部を改正する法律案は前にも出入国管理関係の一部改正が出たのでございますが、そのときにほんとうはこれも一緒に出すべきはずであったのでございますけれども、これが遅れたのでございます。実はこの一部改正の法律案は刑務所の設置と名称の改正でございますが、中野に刑務所を設置することにつきましては地元との関係が折衝がつかないものでございまして、折衝のつくまで待ったのでございまして、御承知のように、刑務所の設置につきましては、とかく地元の反対がございまして、そういうことにつきまして、十分地元と了解をつけてから

問題のないようにいたしました。出たというところから、かように時期が遅れたのでございます。まことに申しわけなかったと存ずる次第でございます。が、さような次第でようやく地元との了承ができましたので、三月二十二日に提案をいたしました次第でございます。

○相川委員長 それでは伺いますが、現在地元との関係は円満に、将来何らの紛糾を起さぬようにできておりますか。

○渡部(善)政府委員 この点につきましては地元の方でも御了解を願ひまして、中野の刑務所を設置するにつきますと根本的な問題は、実はあそこが元できたときから比べますと非常に開けて参りましたので、早く引越してほしいという気持はまだ地元の方にはあるようでございます。しかしながら現在の刑務所の収容状況からいまして、これを直ちに廃止するわけには参りませんので、これは首都圏整備法案なり、全体的なもう少し大きい視野からこの解決をつけていただくことに、地元の方とは了解していただきまして、とりあえずのところ中野の刑務所が返って参りましたにつきますと、開設することにつきましては地元の方では了解を得たわけでございまして、理想案といたしまして、将来この中野刑務所をどこかに移転しなければならぬというところは、今後の問題として御検討を願うことにいたしておるわけでございます。

○相川委員長 次にお伺いしますが、

豊多摩刑務所は連合軍の軍刑務所として使用してきたのでありますが、これが使用が解除されて日本政府に返還されております。そうすれば軍の刑務所はどうなります。ここが解除されてほかになお米軍の刑務所があるのでございますか。

○渡部(善)政府委員 米軍の方の刑務所は朝霞の方に新しくできまして、そちらの方に移転をいたしましたのでございます。これは私まだそちらの方は見ておりませんが、さように承わっております。

○相川委員長 ほかに質疑ございませんか。——他に質疑の通告もありませんので、これにて質疑は終了いたしました。

これより討論に入るのであります。が、別に討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。本法律案に賛成の諸君の御起立を求めます。
(総員起立)

○相川委員長 起立総員。よって本法律案は全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

なお本法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○相川委員長 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。
次会は明後十三日月曜午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十五分散会

〔参照〕

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
(別冊附録に掲載)

昭和三十三年五月十四日印刷

昭和三十三年五月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局